

# インドネシアにおける法人類学および多元的法体制研究<sup>1)</sup>

スリストワティ・イリアント<sup>2)</sup>

森 正 美 訳

## 要 旨

本論文の主たる目的は、過去50年間のインドネシアにおける法人類学と多元的法体制研究の進展を記述することである。まず、法人類学そして社会学的法研究全体が、学術的環境においていかに発展してきたかという歴史的背景について述べる。それは、3つの段階に区分できる。まず a) 1960年代から1980年代末までと、b) 1980年代半ばから1990年代半ばまでで、この時期には法人類学がインドネシアの様々な大学で教えられ始め、課題も生じてきた。最近の進展にあたる時期が c) 1990年代半ば以降現在までである。最後に、NGOによって進められているインドネシアの司法改革の努力に、多元的法体制学派がいかにして多少なりとも影響を与えたのかを記述することも重要であろう。アダット共同体に法律扶助を行う NGO 活動家には、より良い法的助言を与えるためには、多元的法体制論の深く広い理解が必要だと感じている者もいる。このような状況下では、研究者と NGO の協力関係が存在している。

## 歴史的背景<sup>3)</sup>

法人類学研究あるいは多元的法体制論という研究分野は、インドネシアの多元的社会の特徴という課題を理解するために必要とされてきた。インドネシアは17,000以上の島々<sup>4)</sup>、300の民族集団、727の言語から構成され、2億3千万人の人々が暮らしている。さらに、インドネシアでは、

---

1) 2009年2月26日開催の関西大学法学研究所の現代法セミナーに招聘いただくにあたり、関西大学法学研究所長佐藤やよひ教授、法学部角田猛之教授、および森正美京都文教大学准教授に感謝する。なお、本論文は、第1回アジア多元的法体制研究推進会議（Asian Initiative on Legal Pluralism、民俗法と多元的法体制学会およびドイツマックスプランク社会人類学研究所共催、2005年5月18日-21日、インドネシア州コロンボ大学水産学部および法学研究科において開催）において報告した論文を更新改訂したものである。

2) インドネシア大学法学部、社会政治学部人類学科および警察高等学校において法人類学を教授。2009年1月より、インドネシア大学社会政治学部大学院人類学研究科科長。

3) この節は、Sulistiyowati Irianto, *Race and Gender Discrimination in a Socio-legal Perspective: the Experience of Chinese Indonesian Women in Indonesia, Human Rights in Development*, vol.9, publication year 2005, Denmark, 78 004138766からの引用。

4) 主な島々は、スマトラ、ジャワ、カリマンタン、スラウェシ、パプアなどである。

いくつもの宗教<sup>5)</sup>や信仰が実践されている。そして、社会的・経済的状況も多様である。国家的精神に向けての願いは、1928年10月28日にバタビア<sup>6)</sup>で開催された青年会議において宣言されている。諸島各地から集まった若者たちが、一つの国家、一つの国土、一つの国語（インドネシア語：*bahasa Indonesia*）の存在を宣言したのが、この青年会議であった。

350年におよぶオランダによる植民地支配、日本による3年間の支配の後に、インドネシアは1945年8月17日に独立を宣言した。スカルノとモハマッド・ハッタが、独立を宣言し、後にスカルノが1965年までインドネシア初代大統領を務めた。モハマッド・ハッタは1956年まで副大統領を務めた。スカルノの政府は「旧体制（The Old Order）」として知られている。

スカルノは、建国の祖として、ヒンディー語で「多様性の中の統一」を意味する「ビネカ・トゥンガル・イカ（*Bhinneka Tunggal Ika*）」というインドネシアの政策理念を構築した。しばらくすると、別の建国の祖<sup>7)</sup>であるムハンマド・ヤミンが、オランダに占領されていた地域を公式にインドネシアの領土として位置づけた。

スカルノとムハンマド・ヤミンは、国家哲学として「パンチャシラ（*Pancasila*）」とよばれる5つの原則を創造した。それらは、1）唯一神への信仰、2）公正で文化的な人道主義、3）インドネシアの統一、4）合議制と代議制による叡智に導かれた民主主義、5）全インドネシア国民に対する社会的公正である。パンチャシラは、インドネシアの生活様式の基礎をなすものとして設定された。これらの原則は、1945年憲法として知られるインドネシア憲法序文でも正式に表明されている。パンチャシラは、このように基本的な法であり、インドネシアの全ての法の最高の法源とみなされている。憲法本文は、改革期にすでに三度改正<sup>8)</sup>されたが、この序文はいかなる理由があろうとも改正されることはない。

#### a. 1960年代から1980年代末までの法人類学および多元的法体制研究<sup>9)</sup>

インドネシア独立以前には、多元的社会の存在が、アダット法科学の誕生を積極的に促してい

---

5) 公式には、政府によって公認された5つの宗教が存在する。それらは、イスラーム、カトリック、プロテスタント、仏教、ヒンディーである。非公式には、儒教や精霊信仰などを含むより多くの少数派の宗教が国中に広がっている。たとえば儒教のカップルの婚姻は制定法の規定により、法的に登録できないかもしれない。法的にはこのような婚姻は違法とみなされる。

6) 現在のジャカルタ。インドネシアの首都。

7) インドネシア建国の祖とされるのは、スカルノ、モハマッド・ハッタ、スポモ、ムハンマド・ヤミンである。彼らは、パンチャシラ、ビネカ・トゥンガル・イカ、1945年憲法などインドネシアの法的理念を形成するのに重要な役割を果たした。

8) 1945年インドネシア憲法の最初の改正は、スハルト期の後の2002年から2003年にかけて実施された。

9) この節のほとんどの記述は、Tapi Omas Ihromi, “Beberapa Catatan Mengenai Perkembangan Antropologi Hukum Sebagai Disiplin Akademik di Indonesia (インドネシアにおける学術的分野としての法人類学の発展に関するノート)”, *Antropologi Indonesia* (Indonesian Journal of Social and Cultural Anthropology), no 47/ XIII, Jul, Agustus, Sept 1989に依拠している。

た。インドネシア全域の多くの地域のアダットを記録する膨大な学術研究が生まれ出された<sup>10)</sup>。そしてアダットは純粋な慣習と、法的な効力を持つアダットに分類された。

オランダ植民地期には、アダットやアダット法の詳細な特徴が、インドネシア法学者の意識の高まりの結果として多く記録されていった。法学者たちは西欧法の教育を受け、社会の構成員のなかに存在する民俗法についての情報を収集した。これらの研究は社会における生きたアダット法の基礎的情報となった。

1960年代後半には、法学者、社会学者や人類学者の間で、法と社会についてのより良い理解の必要から法人類学研究が誕生した。法人類学および多元的法体制研究の書籍や報告書が、法学部や社会政治学部の図書館に広く行き渡るようになった。

この時期になると、インドネシアの法人類学者は、実際のいわゆる「生ける法 (living law)」について研究をしていた。つまり、社会の一定の構成員間の日常生活においていかに法が作用するか、またアダット法、宗教法、社会規範、自己規制などが、いかに互に関係し合うのか、また国家法との関係はどのようになっているかなどについて研究がなされた。のちに、実際に観察される事実とこのような先行研究がどのような関係であるのかという情報収集と分析の方法が発展した。

よく研究される課題の一つに、法人類学的研究に対応し、どのように法が公式化されるべきかということがある。法学出身の法人類学者は、法の公式化を法学的思考に留めようとする傾向がある。つまり、「非国家法 (non state law)」に分類される領域を含めて分析することを嫌う。

法人類学的研究は、社会的・法的制度の特質についての研究と関連するものであり、婚姻、相続、共有財産 (共有地) などの問題を扱う。また、真の生ける法を探求する目的で、紛争処理研究も誕生した。また、それまで自分たち自身の規範に従い生活しアダットを保持してきたような社会における、国家によって導入された新しい法の影響なども研究課題となった。また、アダット法が国家法にいかに関与するかも研究されてきた。

タピ・オマス・イフロミ教授は、インドネシアにおいて、重要な研究分野としての法人類学の位置づけを最初に開拓した人物である、教授が、1989年に、それまでの重要な法人類学の研究テーマを以下のようにまとめている。

- 経済制度と家族制度の関係性、そしてアダットに従う義務について (Panglima Polim, *Pengendalian Sosial di Aceh Besar* — Social Control in Aceh Besar, 1977)
- ローカルなレベルでのアダット法に関連した事例の確定。親族システム、土地、婚姻、相続、負債に関連する社会秩序の問題ともめごとをいかに処理するかについての研究 (Mohammad Koesnoe, *Adat di Bali dan Lombok* — Adat in Bali and Lombok, 1971-1973)
- 北スマトラ大学マハディ教授による北部スマトラのマラユ民族集団の民俗法研究

---

10) オランダ植民地期の研究者を少しだけあげると、ファン・フォレンホーフェン、スナウク・ハルグローネ、インドネシア人では、ハザイリン、スポモヤスペクティがいる。

- ガジャ・マダ大学イマン・スディヤット教授による共有空間の権利に関する民俗法研究
- 南カリマンタン州バンジャルマシンのランブン・マンクラット大学アブドゥルラフマン氏による、アダット法と国家法（農地法）による土地の権利の特性と人々によるこれらの法実践についての研究
- 法学研究にとっての社会科学的手法の重要性、とくに中部ジャワ・スマランのディポスゴロ大学サチプト・ラハルジョ教授による法と文化の研究
- バリ人やミナンカバウの人々にとっての1974年第1号婚姻法の影響（最新の研究は西スマトラ・アンダラス大学ソフヤン・タリブによる）
- イフロミ教授の学位論文は、サダン・トラジャ人の婚姻に関するアダット規範とアダットがインドネシア婚姻法の導入といかに関連しているかを記述したものである。一方、R. ストヨ・プラウィロハミジョヨは、インドネシアにおける婚姻を規制する法の多元的法体制について研究した（東ジャワ、スラバヤ、アイルランガ大学、1986）。彼は、婚姻や離婚を規制する様々な「法」が存在することを示した。リー・A・ウェンは、「婚姻契約のいくつかの視点」という題目の学位論文を執筆し（北スマトラ大学、1985）民法について述べ、それを人類学的かつ社会学的な視点から説明した。
- イフロミ教授とインドネシア大学の彼女の学生たちは、離婚と複婚についての裁判官の判決について研究した（1985）。
- クンチャラニングラット教授は、インドネシアの人類学研究の発展を指導した研究者であるが、彼の著作は、インドネシアの法学部で文化人類学的な研究を行おうとする者の主たる参考文献になっている。彼の著作を通じて、学生たちは法人類学的研究の専門家について学ぶ。
- ハルシャ・バクティアル教授は、法人類学研究に関心を払った研究者である。法と社会的現実の互酬的關係について記している（1976）。彼は、法は文化の一部であり、したがってある社会の法を理解するには、人々が自らの法をどう実践するかを理解しなければならない、と述べている。私たちの社会全体の理解のためには、人々の間のローカルな法の存在を否定しないように、と主張している。そのことは、彼の著作『タラムの土地：ミナンカバウの村人』（クンチャラニングラット編として出版）に表れている。
- ヴアレリン・クリクホフは、主に環境を保護するための紛争処理制度として言及されるサシ（*Sasi*）とよばれる伝統的組織について、学位論文をまとめている。
- それ以外にも、スルジョノ・スカント教授、セロ・スマルジャン教授、サチプト・ラハルジョ教授、スタンディヨ・ウィグニョスプロト教授など、法学や法人類学の分野で社会学的法研究を行った著名な研究者の名前をあげることができる。

#### b. 1980年代半ばから1990年代半ばまでの法人類学研究

この時期には、法の人類学的研究や社会学的法研究全体が盛んにすすめられた。それらの研究は3つのカテゴリーに分類できる：a) 人材育成、b) 学問分野での法人類学および多元的法体制研究、c) 大学での法人類学、法社会学、アダット法科学の研修プログラム化とその課題である。

## 人材育成

ハルシャ・バクティアル教授、クンチャラニングラット教授、タピ・オマス・イフロミ教授は、近い将来、法学部や社会政治学部で法の人類学を講義することのできる研究者を養成しなければならないという考えを持っていた。インドネシア国内の大学（インドネシア大学を代表として）とオランダの大学（ライデン大学とワーヘニンゲン大学）との協力関係が構築された。これまでに述べられたインドネシア大学側の教員に加え、フランツ・V・ベンダベックマン教授（ワーヘニンゲン大学）とスベックマン教授（ライデン大学）によって、推進委員会が作られた。

1986年、1987年、1990年<sup>11)</sup>に、法人類学を学ぶためにオランダに3度グループが派遣された。国中の大学から研究者が選ばれた。法学研究者も、社会学や政治学者もいた。オランダに行く前に、彼らはオランダ語の研修を受けた。また社会学や政治学が専門の者は法学の授業を、法学が専門の者は人類学や方法論の授業を渡航前に受講することが義務づけられた。彼らは約3年間オランダで、法の人類学的研究について学んだ。それらは、歴史的視点から見た法人類学的研究、法の比較社会学<sup>12)</sup>、政治人類学、アフリカの法人類学、社会保障、方法論、フィールドワーク、論文執筆、事前に学んだオランダ語と英語であった。

さらに、彼らは、古典オランダ語で書かれた古文書を読む訓練も受けた。その結果、彼らは論文執筆の際に、古文書資料も（一部分ではあるが）参照することができた。オランダでの研修終了後、彼らの論文はインドネシア大学で審査を受けた。

最近では、このとき研修を受けた者たちが、それぞれの所属校で法人類学のプログラムを展開している。それは、パプア、北スマトラ、南スラウェシ、西ジャワ、西スマトラ、ジャカルタなどの地域に渡っている。彼らは多元的法体制論を中心とした法人類学を教授している。また彼らは、法人類学や多元的法体制について調査研究をし、論文を書き、書籍を出版している。

## 大学における法人類学および多元的法体制論

1989年の終わりに、イフロミ教授は、法人類学の教授の実態について小規模な調査を実施した。彼女はインドネシア全域の公立の26の法学部に質問票を送付し、12通だけが返送されてきた。そのうち6大学では、法人類学は教えられていなかった。一方、スラバヤのアイランガ大学やバンドゥンのパジャジャラン大学の2つの法学部では、必修科目になっていた。

また、法人類学は、バンダ・アチエのシア・クアラ大学、南カリマンタンのランブン・マンクラット大学、バリのウダヤナ大学、南スマトラのランブン大学という4つの大学の法学部で選択科目として教えられていた。質問票を返送はしたが法人類学を教えていなかった大学は、インド

---

11) 最初のグループは4人で、2度目は7人、3度目は9人が派遣された。最後のグループは、インドネシア政府とJ. プロンクが代表を務めるIGGI（インドネシア支援国グループ）との緊張関係に関連する問題に直面した。この政治的混乱によって、このグループは研修終了前に帰国せざるをえなかった。

12) 使用された教材は、法人類学のものであった。しかし大学当局はそれを法人類学と呼ぶことに消極的であった。彼らは、学生が孤立した未開社会の法について教えられるのではないかと危惧した。フランツ・V・ベンダベックマン教授は、それを法の比較社会学と戦略的に呼んだ。

ネシア大学、西スマトラのアンダラス大学、東ジャワのブラウイジャヤ大学、西ヌサトゥンガラ  
のマタラム大学、西カリマンタンのタンジュン・プラ大学であった。

これらの質問票からは、教員たちからの期待や助言を読み取ることができた。主な問題は、文  
献の不足、法人類学の知識を持つ人材の不足であった。彼らは、自らの学部で法人類学を教授す  
ることができるようになるために、インドネシア大学のような著名な大学が、研修やワークショ  
ップなどを開催してくれることを期待していた。また質問票から分かった別の点は、法人類学の  
教授とアダット法研究の密接な関係の存在である。つまり、アダット法研究のほとんどの講師が、  
同時に自分の学部で法人類学を教授していたのである。

### 法人類学、法社会学、アダット法研究の研修プログラム

質問票の結果は、一つの活動プログラムとして実現された。私たちは1991年から1995年まで、  
法人類学および法社会学の研修、セミナー、ワークショップを開催した。毎年、国中の多くの地  
域の法学部から講師がジャカルタにやってきた。プログラムはインドネシアとオランダの協力の  
もと、計画された。そして厳しい政治状況のために IGGI（インドネシア支援国グループ）の支援  
が止まるまで、インドネシア政府によって継続された。

プログラムの目的は、人類学的・法社会的視点からの理論や方法論の本質を教授することで、  
法人類学、法社会学、アダット法研究の教員を育成すること、参加者間でそれらの科目の教授経  
験を共有すること、法人類学、法社会学的研究を計画し実践することであった。

プログラムは、4年近く続き、教員間のネットワークはその後は途絶えてしまった。しかしな  
がら、そこから得られた成果が目に見える形で存在する。まず、1990年から法人類学が、より多  
くの私学のみならず公立の法学部でも教えられるようになったことである。第二に、プログラ  
ムの研修生や参加者は、現在までインドネシア中の多くの大学の法学部で、法人類学や法社会学、  
アダット法研究を教える立場になっていることである。

### c. 1990年代半ばから現在までの発展

インドネシアにおける社会学的法研究は、国際多元的法体制学会が「法、権力、文化：多元的  
体制の文脈における国際的、国家的、地域的過程」というテーマの国際研究大会のホストにイン  
ドネシアを選出した時点から加速した。この研究大会は、2006年にインドネシア大学法学部で開  
催された。

2007年から2008年にかけて、私たちは社会学的法研究のネットワークを活性化させるための重  
要なプログラムに取りかかった。ライデン大学ファン・フォレンホーフエン研究所、インドネ  
シア大学法学部、HuMa（環境に配慮した司法改革とコミュニティのための団体）の協働で、イン  
ドネシアにおける社会学的法研究と多元的法体制研究を強化するための連携構築が開始された。そ  
の一環として、2年間の社会学的法研究のコースが設置された。

そのコースは、インドネシア全域の法学部から選ばれた14人のスタッフの必要に応えるプログ  
ラムとして計画された。彼らのほとんどが、法人類学、法社会学、アダット法研究を教える教員

であった。法社会学の実践家との協働を促進するために、NGOで司法改革に取り組む人々も含まれていた。2007年から2008年の間に、研修は3回開催され、ヤン・ミシェル・オット教授とアドリアン・ベドナー博士が、この研修を実現するために重要な役割を果たしてくださった。この研修は、インドネシアにおける最近の社会学的法研究の活性化に寄与した。

## 大学における教授科目としての法人類学

現在、教授科目としての法人類学の位置付けは、必修科目か選択科目かに関わらず、学部ごとにかなり異なる。その位置付けも時間と共に変化してきている。最近では、社会学的法研究は、多くの法学部でより取り入れられる傾向にある。たとえば、インドネシア大学法学部では、法人類学と法社会学の両方が、学部の学生に教えられている。しかし大学院では、法社会学は残っているが法人類学は科目として消えてしまった。

## インドネシア大学法学部

インドネシア大学において法人類学と多元的法体制研究に何が起きているかを例として示したい。法人類学に関する科目は、1991年に教えられ始めた。タピ・オマス・イフロミ教授が最初に教え、筆者は開始の頃から<sup>13)</sup>教授を補助する立場にあった。2000年に教授が退官されると、科目の継続は筆者の責任になった。法人類学の未来のために、革新が必要だと考えたので、若い研究者に筆者の授業に参加してもらった。その結果、法人類学や社会学的法研究は、いつか彼らの手で担われることになると確信した<sup>14)</sup>。インドネシア大学出身の法学者もいたし、NGOで働きながら法人類学を学んでいる卒業生もいた。NGOの活動家が実際にフィールドで課題を扱ってきた豊かな経験は、他の学生たちにも興味深いものであった。そしてそのようにして、学生たちは理論的視点と実証的データの両方を確認することができた。

教授科目としての法人類学の位置付けは、法学部の学生には選択科目であり、「法、社会、開発」を専攻する学生には必修科目である。(ただ一般的には、そのような専攻に興味を持つ学生は少ない) 1991年に初めて開講したときは、約20名の履修者があった。年毎に履修者が増え、現在は80名以上になっている。履修者は、国際法、刑事法、民法、手続き法、法と社会など様々な研究分野や学部で選択可能な「専門」に属している。

1セメスターは、14-15回の講義で構成される。以下のような授業内容になっている。

- 人類学的視点から法を理解し、この科目を学習する意義を理解する
- 研究分野としての法人類学の理論的と方法論の歴史と発展 (概観)

---

13) 同年、「女性と法」という講義が設置され、その科目も法人類学を教える教員によって担当されるようになった。

14) 私は、インドネシア大学法学部および社会政治学部で、共に法人類学を教えてくれたことに対して、リドウィナ・インゲ、ディアン・ロシタワティ、リヴァル・グラム・アフマド、リカルド・シマルマタに謝意を表したい。また、警察高等学校で同じ科目を教える私の同僚たち、故ジャカ・スヘンドラとクンチ・トリデワヤニにも私の心からの謝意を表したい。

- 多元的法体制の理解；理論と方法論、その変化について
- 紛争処理
- 多元的法体制論の視点に基づく研究課題；資源管理、共有財産、人権、ジェンダーと法、暴力、司法改革問題など
- 多元的法体制論の視点を活用した小規模な調査研究方法の実践

なお、大学院生には英語文献を読ませるが、学部生にはできるかぎりインドネシア語で書かれた文献を使用するように心がけている。この目的のために利用できるインドネシア人の著書や雑誌がいくつか用意してある。

試験は三段階に分かれる。まず第一は、中間試験である。これは自宅に持ち帰る試験を課す。課題がいくつか出され、文献研究に基づき解答する。最終的には論文の形で報告する。2つめの課題は、選んだ参考文献の報告である。これは学生の間で集団で行う。限られた時間内に、このような大規模なクラスの全員が個別報告をすることはできないためである。論文を発表した後、発表課題について議論する。三番目は最終試験である。全ての受講生が小規模な研究調査をし、一つずつ調査報告を書かなければならない。このために、この講義には方法論の授業が含まれている。

学生たちは自由に研究のテーマや課題を選択する。これまで、これらの調査結果は、とても興味深いものになっている。法学部の学生たちがあまり方法論を知らないことを考えると、これは驚くべきことである。彼らは、身近な人々からの聞き取り調査などを実施している。たとえばオジェク (*ojek*<sup>15)</sup> 運転手、物売り、「アパート」(インドネシアでは珍しい) に暮らす人々、大学周辺の下宿に暮らす学生のコミュニティ、大学から街まで定期的に通学に市電を使う学生たち、通りなどで落書きなど公共物を破損する若者の集団などがその調査対象である。また、高校生や、お手伝いさんや行商人になった女性や、暴力の被害に遭った子供たちも対象にしている。私たちは、これらの選択された課題は社会学的法研究にとって非常に重要で実り多いものだと考える。

#### 法学部で法人類学や多元的法体制論について教授することの制約

法人類学を教える上での課題は、初期から現在までで変化してきている。初期は、学生の関心の低さや文献の不足、研究範囲の不明瞭さなどの問題があった。

以上のような問題は徐々に解決してきた。法人類学や多元的法体制論に関する科目を自由に選択する学生の数は年々増加している。より多くの書籍の出版、学会での報告論文など国際的な学会での研究成果など、数多くの文献が入手可能になっている。研究範囲についても、当該分野における世界的な研究によってしっかりと確立した。

最近の課題は、より理論的枠組みに関するものになっている。法学部は数年前に能力別カリキュラムにもとづく新しいカリキュラムを導入した。その中で法の意味は、「基本的法原則 (black

---

15) インドネシアのあちこちで見られるように、非公式の公共交通機関の一部としてオートバイを運転して生計を営む人々。



letter law)」に限定されようとしている。法学部の上層部は、法学の学生を「彼ら自身の分野」で知識と能力を身につけた専門家にしようとしている。彼らは、法律文書の草案と「現代の」ビジネスや市場の要請に応じて契約文書を作成することのできる能力を持った法学生を「訓練」しようとしている。「法律万能主義的な法のとらえ方の復活」という問題がそこに存在する。他の大学の法学部については、あまり情報が無いが、法人類学という科目さえなくなっているとも聞いている。あるいは、法人類学はすでに教えられておらず、法社会学に「吸収された」というところもある。

故セロ・スマルジャン教授（著名な法社会学者）とイフロミ教授が、カリキュラム制度について批判を表明した。セロ・スマルジャン教授はかつて、法学部は真に「法学徒」と呼ばれる人材を育成するために寄与するのではなく、新カリキュラムを通して、全ての条項の暗記に基づき知識を身につけただけなので、単にビジネス契約に「熟練した労働者」か「実践家」を育てることにしかならないと述べた。これは、1942年にバタビア（ジャカルタ）で法科大学院（オランダ語 *Rechtshogeschool*）を開設した創設者の一人ポール・ショルテン教授の演説の精神と重なっている [Scholten in Sidharta, 2005]。法学をこのような純粋で単一な分野に引き戻そうとする努力は、昨今の世界情勢の学術的傾向に反するものである [Irianto 2004]。

#### インドネシア大学社会政治学部（人類学科）

法人類学や多元的法体制論についての教育は、1992年から大学院人類学研究科において実施されてきた。一方学部教育では、2000年頃から法人類学が教えられ始め、2005年からは必修科目になった。教材や教授法は、法学部の学生に対して使用されているものとはほぼ同じである。ただし大学院の学生は、学部学生以上に多くの英文文献を読むことが求められ、英文文献の書評報告などが義務づけられている。

#### 警察高等学校

法人類学は、警察高等学校、警察学校、陸軍高等学校でも講義科目になっている。ただしこれらについては十分な情報が無いので、ここでは、筆者自身の経験に基づいて警察高等学校での実例のみ紹介する。

法人類学は、1980年からイフロミ教授によって、警察学校で教えられ始めた。その当時、ハルシャ・バクティアル教授が校長を務めていた。警察学校の学生の主たる特徴は、警察官としての職務に関連して実際の経験を有しているということであり、そのため社会での実際の事案をしばしば扱う。彼らはまず警察学校を卒業し、警察高等学校に入学するまでに5年から7年の警察官としての実務経験を積んでいる。彼らの中には、出身地の警察の長を務めている者もいる。

彼らは授業時間に自らの経験について議論する。筆者の観察では、警察官にとって法人類学や多元的法体制論について学ぶ意義は、彼ら自身が法がいかに社会や文化と結びついているかを理解することにあると考えられる。また警察官たちは、実際に自分たちが行ってきたことについての理由付けが必要なこともある。しばしば、筆者たちは次のような質問に直面する。

- 解決しなければならぬ問題が存在し、利用可能な複数の法がある場合、どの法を利用すべきか？ 警察官として問題に対処する際、国家法（刑事法）あるいは人々の法のいずれに準拠すべきか？
- もし社会内部の成員同士で和解し紛争処理をした場合、それでも警察官は警察に事案を持ち込む必要があるか？

このような質問は、警察官として彼らが仕事をしていく上で実際的な解答を必要としている内容だと理解することができる。

法人類学の講義は、このような彼らのニーズに合うように計画されている。なるべく彼らが実際に直面している状況に近い内容の文献を紹介するようにしている。なかには、紛争処理などのテーマで法人類学的な論文を書こうと関心を深める学生もいる。ただ総括的には、28年間の警察学校での教育の後、法人類学と多元的法体制論についての状況はそれほど変化していない。

### 最近の進展

法学部、社会政治学部共に、修士や博士課程の学生で、法人類学や多元的法体制論について意識して専門的に取り組もうとする者が増えてきている。彼ら自身、自分の研究が法人類学や社会学的法研究に属していると気づいていないこともあるが、彼らの業績は非常に興味深いものである。彼らは、民俗法および多元的法体制学会の会員が研究するような一般的な多元的法体制についての理論を構築するわけではない。彼らは、彼らの知識と必要に基づいた多元的法体制の研究を自分たちなりの方法で構築するのである。近い将来の学術的使用のために、インドネシアにおける法人類学および多元的法体制研究の追跡と一覧化が強く求められている。

## 地域の人々の権利向上のための包括概念としての多元的法体制論

多元的法体制論については、次のような、いくつかの主たる問いがある。多元的法体制論は、学問的目的のために研究者の間で研究されるための「贅沢な」理論にすぎないのか？ 多元的法体制論の概念を、アダット共同体、貧困層、女性や少数派集団など不利益を被っている集団の権利の向上をめざす市民運動の参照枠組みとして拡大することは可能なのか？ 多元的法体制論をエリートの学問的理論から実用可能なものにどのように変えていけるのだろうか？

インドネシアの状況では、多元的法体制論を、人々の権利向上活動の理論的基盤となるような実用性の高い概念に変えていく必要がある。新秩序の崩壊後、1998年からの改革期を迎え、市民運動が盛んになっている。これまでコミュニティ単位での司法改革や司法援助を実施し「司法開発」をめざす活動に取り組んできた人々にとって、多元的法体制論は包括概念として使える可能性がある。人々の権利向上をめざしてきた活動は、活動の方向性を定めるための基礎的概念を緊急に必要としている。これは、多元的法体制論を実践的レベルのものにどのように実用化していくかという挑戦的な課題でもある。

## 学問と実際のニーズの接続

学問と実際のニーズの接続は、大変重要な課題になっている。学問的理論であり、学術的概念である多元的法体制論を、実用的レベルに理解されるように作り替えるということは、取り組まなければならない課題である。インドネシアの一般のほとんどの人々は、多元的法体制論は、「思想」「(政治) イデオロギー」であると理解しているか、あるいは実行可能な行動の際の「使えるコツ」のようなものと捉えている。

多元的法体制論についての誤解は、多くの法学者の間にも存在する。彼らは、もし多元的法体制論が承認されれば、彼らの「聖なる」パラダイムが危機に瀕すると考えている。「法の確実性 (legal certainty)」「法主権 (legal supremacy)」などの聖なる原則が疑問に付されることになると推測している。彼らは「多元的法体制」と法の統一(成文化)とは、相対立するものだと考えるのである。そして、多元的法体制論がインドネシア全体の法の統一という究極の目標を脅かすものになると危惧する研究者もいる。

セミナーやワークショップなどのイベントに興味を持ち紹介するジャーナリストもいる。彼らがしばしば問題にするのは、「多元的法体制論はいかに社会の多くの法的課題を解決することができるのか」とか、「将来の全ての人々の幸福に資するために、子供たちの教育を通じて多元的法体制論を社会的に普及させることは可能なのか？」などということである。

このような実践的な問いは、多元的法体制論の実用化の実現が、私たちににとって真剣に考慮しなければならない課題であることを示している。多元的法体制学会でも、同様の課題が提起されている。2年ごとに開催される研究大会では、カナダ、オーストラリア、ロシア、インド、ネパール、フィリピン、ヴェトナム、タイ、マレーシア、インドネシアなど多くの国々で、人々の権利の問題が取り上げられている。人々の権利や社会的弱者や少数派集団の問題が、多元的法体制論の枠組みで分析報告されている。実際的な問題を扱う「多元的法体制研究者」の必要が生じているのである。

## 多元的法体制論の実用化

NGO、研究者、政府役人、そのほかの集団などを含む市民社会運動によって展開されてきた活動に基づき、多元的法体制論の実用化についていくつかの提言が可能であると考えられる。

まず、法秩序の観点からいうと、国家法だけが人々の行為を占有的に支配するのではないということである。人々の間で実践されている他の法の存在も、参照枠組みとして認められるべきである。社会は、自分たちの必要に合う自分たちなりの規則と自分たちの感覚に合った正義を創造する能力を有している。

この点では、最近の多元的法体制論の動態的变化を考慮し [Benda-Beckmann, *et al.*, 2005]、国家法と人々の法という二項対立に陥ることは意図しない。ただし、インドネシアの実際の事例からは、国家法(国家法での主張)が支配的であり、人々の権利の促進が必要であることがわかっている。

第二に、法の動態的な変化は、経済、政治、文化、そしておそらく宗教的な問題とも密接に関

連している急速な社会変化によってもたらされている。法は、全体的な方法で理解されるべきである。つまり法ではない側面との関係において、法はテキストとして解釈されるべきである。このような理解の方法は、裁判外紛争処理（調停）などの法律扶助の活動をしている際に、非常に重要な意味を持つ。

第三に、世界的な視点から考えると、社会的領域に存在する国家法と人々の法という他の法の存在は、国際法や多国籍法によって「介入を受ける」[Benda-Beckmann. *et al.*, 2005]。異なる法の間での融合や適用は、肯定的な方向に起きる。

環境問題、資源管理、女性問題、貧困排除などの課題について（地域の）人々の法の向上をめざす法律扶助や啓発活動を行う上で、社会的弱者集団の権利の承認は、インドネシアを含む多くの国家によって批准されている国際的な条約や政策の元で、合法的であるということは重要である。国家と社会は、批准された国際条約を実践に移すために共に責任を負っているのである。

## 市民運動の活動要綱としての多元的法体制論

多元的法体制論を参照枠組みとして用いている市民運動には以下のようなものがある。

### a. アダット共同体の権利向上と持続的環境運営

ほとんどの NGO は、アダット法を尊重するという点で、明確に多元的法体制論を支持する立場に立っている。インドネシアにおける土地所有の歴史で、天然資源紛争の被害者は、よくアダット共同体のための法律扶助活動の対象となってきた。活動の目的は、彼ら自身の財産として土地の所有権についてのコミュニティの管理を強化することである。この点についての法律扶助を行う NGO がますます増えている。

なかでも、HuMa<sup>16)</sup>によって運営されているプログラムが興味深い。彼らは、アダット共同体が天然資源の権利や環境保全を主張するための補助や助言を行い、アダット共同体の法的知識の強化に貢献している。木材会社や地方政府との交渉で、非常に強い議論を展開し、アダット共同体の中には自分たち自身のアダット法を変革することに関心を示す共同体も出てきている。また彼らは、法や規制によってアダット法を合法化するよう政府に要求している [Bernardus, Steni 2005]。

### b. コミュニティでの裁判外紛争処理の活性化

市民活動は、ここ数年来、コミュニティを基盤とした裁判外紛争処理を活性化しようとしてきた。この運動は以下のような要素と結びついている。

- (1) 紛争処理を扱う国家制度の能力不足。最高裁判所での未決の事案がそれを示している。

---

16) HuMa: Pembaharuan Hukum Berbasis Masyarakat dan Ekologi (コミュニティや環境問題を基盤とした司法改革のための NGO)

(2) 司法へのアクセスの不足。貧しい人々は、裁判所で事案を提訴できるほど経済力がない。司法制度の腐敗や国家制度からの疎外も、貧困層が司法にアクセスしない理由になっている。

(3) 社会の根本（文化的な）を見つめることで地域内での紛争処理を促進できる可能性  
ヌサ・トゥンガラ・バラット、東ジャワ、西スマトラの3つの州の16の村で実施された最近の調査では、土地所有や環境問題について当該社会が多様な紛争処理手段を有していることが分かっている。これは、裁判外紛争処理を構築する際の社会的資本になると考えられる。

### c. 女性の権利向上運動

インドネシアにおける女性運動は、独立のずっと以前からインドネシアの歴史の重要な部分を担ってきた。これらの運動の成果で、女性の権利向上が促進されてきた。運動の成果は、多くの大統領令や法令などに結実している。それらの例を挙げる。ジェンダーの主流化に関する大統領令第9号（2000年）、家庭内暴力禁止法（2006年第12号）、人身売買禁止法（2007年）、市民権法（2006年第12号）、政治的地位への女性の割り当てに関する規定の承認（2003年）、人権法における人権としての女性の権利の承認（1999年第39号）、子供の権利保護法などである。

それ以外に、インドネシアは、女性の平等と公平を保障する様々な国際的な条約や政策を批准しており、そこには女性差別撤廃条約（1874年第7号）、北京行動宣言（1995年）、北京プラスフアイブ（2000年）、新世紀開発目標（2006年）などが含まれる。

多元的法体制論の概念と密接に関連し、その概念を適用できる女性運動は、コミュニティを基盤とした女性に対する法律扶助を行うことを可能にする [Irianto 2007]。たとえば、LBH APIK（女性の正義のための法律扶助団体）は、自らも家庭内暴力の被害者であった普通の女性を「司法補助員」として訓練するという活動を行っている。これらの女性が対策本部を構成し、他の身近な被害者たちを援助している。彼女たち自身が、家庭内暴力禁止法（2004年第23号）について詳しいこともあり、対策本部と協力することが可能になっている。彼女たちが被害者に同行して警察に行き、事案を告訴することすらある。

他に紹介したい例としては、民俗演劇を利用した啓発活動がある。政府の対女性暴力対策委員会は、人形芝居（ワヤンクリット）を使用して、意識の向上と法制度（家庭内暴力禁止法）の社会的浸透を図ろうとしている。ヌサ・トゥンガラ・バラットで行われた事例では、地元のコミュニティのリーダーも、ダラン（ワヤンクリットの劇を進行する男性）も、非常に熱心にワヤンクリットを用いて女性の権利を普及しようと努めていた。女性の工場労働者の権利と女性が世帯主である家庭の法的支援プログラムの際に、世界銀行によって大衆演劇が使用された例もある（2006年）。

### d. コミュニティ全体の法律扶助（法律扶助 NGO や法律扶助を実施している大学）

ジャカルタの他の法律扶助機関のなかでも NGO によって主導される法律扶助は、コミュニティの権利向上のための良い例である。法律扶助のための相談は、法廷内でのみ行われる必要はな

く、紛争を処理するためには代替手法が用いられて良いのである。このように、国家が様々な裁判外紛争処理活動を承認することは重要である。このような代替的な手法は、国家司法制度の膨大な負担の軽減にもつながるものである。

もう一つ指摘しておきたいことは、大学を基盤とする法律扶助、法律扶助を行う NGO、民間の法律事務所や市民社会全体によって構成されるような法律家のコンソーシアムの設置の有効性である。このような趣旨の集まりを、インドネシア大学女性ジェンダー研究所の司法監視グループに設けた。私たちは、ガルーダインドネシア航空の女性乗務員が男性乗務員よりも10年早く退職しなければならないという問題を扱った。このコンソーシアムのメンバーが、女性乗務員たちが労働省、女性権利向上省、政府企業省、内閣などの政府機関に交渉し働きかけるのを支援した。交渉と啓発に長時間を要したので、コンソーシアムのメンバーが法廷闘争の準備を進めていた時、ガルーダインドネシア航空の会社側は、調停で紛争を処理することに同意した。女性乗務員を差別する規則は廃止され、何千人というガルーダインドネシア航空の女性乗務員は、男性乗務員と同等の権利を有するようになったのである。

そのほかに、多元的法体制論や社会学的法研究で、人々の権利の向上に貢献した事例には、以下のようなものがある。

- AMAN<sup>17)</sup> によるアダット共同体の権利向上
- コミュニティを基盤として環境に配慮した司法改革の活動 (HuMa, Walhi<sup>18)</sup> などの NGO)
- Komnas Perempuan<sup>19)</sup> によって取り組まれている司法改革
- コミュニティを対象とする司法能力の向上支援 (無数の NGO が存在し、インドネシア中に12箇所支部がある LBH Apik<sup>20)</sup> などのような女性のための法律扶助の NGO も活動している)
- 政治・司法改革運動 (Elsam, PSHK<sup>21)</sup>, Leip<sup>22)</sup>, Hukumonline<sup>23)</sup>)

## 結 論

法人類学、多元的法体制論、社会学的法研究の長い歴史は、インドネシアが多元的社会であるという状況と密接に結びついてきた。著名な研究者によって切り拓かれたこの分野の研究は、学問分野としての成長を遂げ、実践的活動の包括概念としての機能も果たすようになってきている。現在も大学や社会学的法研究の視点を持って実践している法律家のネットワークが生まれようとしていることは、大変喜ばしいことである。

---

17) *Aliansi Masyarakat Adat Nusantara* (インドネシア諸島アダット共同体連合)

18) *Wahana Lingkungan Hidup* (環境機関)

19) *Komisi Nasional Anti Kekerasan Terhadap Perempuan* (国家対女性暴力対策委員会)

20) *Lembaga Bantuan Hukum Asosiasi Perempuan untuk Keadilan* (司法のための女性団体)

21) *Pusat Studi Hukum dan Kebijakan* (法と政策研究センター) 法と政策についての研究を推進

22) インドネシア独立司法研究所、司法制度改革について担当

23) 法と社会に関するテーマについて、また法律文書についてインターネット上であらゆる資料を提供している NGO

インドネシアでは、学問世界での壮大な概念である多元的法体制論は、コミュニティレベルへの適用の必要に迫られている。ある意味では、この壮大な概念が、人々の権利を促進するための活動の基盤として利用されることが可能なのである。頭で考えるよりも具現化することが、多元的な法秩序を抱える多元的社会のインドネシアにとって重要なのである。また、これが実現すれば、社会において不利益を被っている人々にとっての平等や正義の実現を追求する司法改革に貢献することも可能になる。天然資源(土地、水資源、森林資源、環境)、女性や貧困撲滅など多様な課題分野において、人々の権利向上が求められている。現存の多元的法体制がインドネシアの多元的社会における一つの現実を示しているのだという意識を昂揚させることが重要である。我々は、近未来の「新生」インドネシアにむけての平等と公平を実現するために、社会で重要な役割を果たすことになるであろう地域の法的規範を尊重しなければならないのである。

## 参考文献

- Benda-Beckmann F, K. Benda-Beckmann and Anne Griffiths (2005) *Mobile People Mobile Law. Expanding Legal Relations in a Contracting World*. USA: Ashgate
- Bernardus, Steni (2005) *Free and Prior Informed Consent dalam Pergulatan Hukum Lokal (Free and Prior Informed Consent in Conlicting Local Law)*, Jakarta: kerjasama Ford Foundation, *HuMa dan Interchurch Organisation for Development Co-operation*
- Ihromi, Tapi Omas (1989). “*Beberapa Catatan Mengenai Perkembangan Antropologi Hukum Sebagai Disiplin Akademik di Indonesia (Some Notes on Development of Legal Anthropology of Law as an Academic Discipline in Indonesia)*”, *Antropologi Indonesia (Indonesian Journal of Social and Cultural Anthropology)*, no 47/ XIII, Jul, Agustus, Sept.
- Irianto, Sulistyowati (2003) *Arti Penting Pendekatan Ilmu-Ilmu Sosial dalam Kurikulum Fakultas Hukum (The meaning of social sciences approach in curriculum of schools of law)*, Journal Jentera, Jakarta: Leip (Indonesian Institute for Independent Judiciary), special edition, October
- Irianto, Sulistyowati (2007) “*Menggagas Strategi Penguatan Penyelesaian Sengketa Alternatif Yang Lebih Berpihak Kepada Perempuan (Initiating Strategies on Strenghtening Alternatieve Dispute Resolutions with Women Perspective in Law)*”, *Lokakarya Merancang Platform Nasional Program Pilot Penguatan Penyelesaian Sengketa Informal/Alternatif Berbasis Komunitas*, World Bank, Jakarta, 7 September 2007
- Scholten, Paul (2005), *The Structuur der Rechtswetenschap*, translated by Arief Sidharta, Bandung: PT Alumni
- Suryadi, Suhardi (ed.) (2007) *Balai Mediasi Desa, Perluasan Akses hukum dan Keadilan untuk Rakyat (Mediation Center, the Enlargement of Law Acces and Justice)*, Jakarta: LP3 ES
- World Bank, Justice for the Poor Program (2006), *Naskah Skenario Teater Perempuan (Theatrical Text For Women Theatre)*, Jakarta: PEKKA program, Royal Nethrelads Embassy

Woodman, Gordon (1993). *Historical Development: Introduction to Contemporary Legal Pluralism in a Worldwide Perspectives. Historical Development, A Post Congress Course, "Folk Law and State Law Today and Tomorrow.* Faculty of Law, Victoria University, Wellington, New Zealand.

#### 訳者注および質疑応答内容などの補足

- (1) 関西大学大学院の竹下賢教授から、どのような場合にアダットが用いられるのか、アダットを認めることでかえって社会的差別を助長するような事例はないか、たとえば女性差別のような例はないか、という質問があった。イリアント教授は、父系社会のバタック社会では、アダット法での相続では、女性は父からも夫からも相続できないが、1961年から1985年までに最高裁判所で争われた10件のうち9件の事案で、女性の相続を認める判決が出ているという調査結果について述べ、このようにアダット法と国家法で結果が異なる事例があることを示した。
- (2) インドネシアの大学の法学部では、一般的に、法哲学とアダット法研究は必修科目になっている。また法人類学よりも、法社会学の方が影響力は強い。アダット法研究は、オランダ植民地時代にファン・フォレンホーフエンを中心に蓄積された、ミナンカバウ、バタック、ボルネオなどのアダット圏ごとのアダット法について教授するものである。法人類学では、その動態や変化についてこそ扱い教えるべきであると考え。なおセミナーでは、西賢教授からオランダ法や中国法の研究や教育の有無についての質問がなされた。それについては、中国系住民の婚姻などの事例について扱うことはあるが、中国法について教育がされていることは承知していない、というイリアント教授の回答であった。
- (3) アジア法学が専門の安田信之教授は、イリアント教授がインドネシアの法人類学の第二世代だと自己紹介されたのを受けて、自らを第一世代の法社会学的研究世代であると自己紹介した上で、いくつかの質問をされた。まず、イスラーム法との関係で、どのようにアダットが位置付けられているのか、アダット法が用いられる裁判所の種別について質問した。これについては、イスラーム裁判所ではシャリーアのみを用いるので、一般裁判所でアダット法が考慮される場合があるという回答であった。また訴訟過程において当事者間の和解を促進する制度やメカニズムの有無についての質問がなされたが、そのようなシステムは存在しないということであった。最後に、異なるアダット共同体に属する者の間で紛争が生じた場合には、どのアダット法が適用されるのかというアダット共同体間の関係についての質問が出されたが、これは通訳者の不手際によって、報告者からきちんと回答を得ることができなかった。
- (4) 金子正徳氏は、ご自身のフィールドであるインドネシアのランブンでは、アダットが、法的規範ではなく婚姻や年中儀礼などの慣習を規定するだけのものになってしまっているという現実があるが、そのような状況の中で、アダットを法的規範として国家が承認をする意味があるのだろうか。また、移民として都市などに出てしまう村民が多い中で、アダットは拘束力を持ちうるのかという質問をされたが、これについては明確な回答はなかった。また、あるアダットを適用し、あるアダットを適用しないというのは、法の下での平等に反するのではないか、さ



らにアダットの中には、社会階層観念を強固に保持しているものもあり、アダットを適用するとかえって社会的不平等が助長されることもありうるのではないか、という質問もされた。これらについては、イリアント教授は、法の下での平等というのは、司法へのアクセスが保証されているような社会での議論であって、貧富の差など社会的格差が著しく、社会的な現実としての平等が成立していないところで、国家法に照らして特定の行為を断罪することは公正だとは言い難いのではないか、として、貧しさ故に窃盗を犯した女性に罰を与えることが一概に公正だといえないのではないかという事例を挙げた。またアダットを使用することで、アダット共同体の一部のリーダーだけに利益がもたらされる事例もあることをパプアニューギニアの金鉾山の会社の事例を挙げながら説明し、それゆえにアダットの適用には十分注意が必要であると述べた。

なお、金子正徳氏には、インドネシア語の翻訳表記等について助言を頂戴した。記して感謝します。